

## 「岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査要領及び 同事務処理要領」の改正について（お知らせ）

平成27年11月1日以降に入札公告又は入札執行通知を行う業務から、以下のとおり低入札価格調査に関する取扱いを改めることとしました。

改正の概要及び主な内容は以下のとおりですが、詳細は「岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査要領」及び「岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査に関する事務処理要領」を参照してください。

### 改正の概要

低入札価格調査制度を適用する業務において、低入札調査基準価格を下回りかつ失格判断基準以上の落札候補者に対して行っている低入札価格調査について、第三者照査の時期の変更、資料等の提出期限や失格判断の明確化、文言等の修正を行った。

### 改正の主な内容

#### 1 第三者照査申出書及び資料等の提出時期 (改正前)

- ① 第三者照査の申出書提出  
及び技術検査課照会・・・**落札者決定後**  
(この時第三者照査者の要件に適合しない場合は落札を無効とし、再度の入札を実施することとなる)
- ② 調査票提出期限・・・**速やかに**

(改正後)

- ① 第三者照査の申出書提出  
及び技術検査課照会・・・**開札後**
- ② 調査票提出期限・・・**7日以内**

#### 2 失格時期の明確化

- (1) 失格判断基準の確認時
  - ・ 基準未満の場合
- (2) 低入札調査票提出時
  - ・ 第三者照査ができないなどの理由により辞退した場合
  - ・ 期限までに調査票が提出されない場合
  - ・ 第三者照査者が要件に該当しない場合
  - ・ 入札参加資格委員会（部会）において契約に適合した履行ができないと判断された場合

#### 3 その他

- ・ 体裁の変更  
入札から落札決定の流れに沿うように条文を組み替えた。
- ・ 文言の修正